

議事日程第5号

平成19年6月26日(火)

第1 議案上程(議案第51号から第61号まで及び報告第2号から第10号まで)

委員長報告(総務、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第62号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第26号から第28号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 議案上程(議案第63号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程(議会案第29号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第6 議会案上程(議会案第30号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第7 議会案上程(議会案第31号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第8 繼続審査事件の承認

第9 議員派遣の件

出席議員(24人)

1番 中田敏彦 2番 吉田清孝 3番 三浦利通

4番 古仲清紀 5番 柳楽芳雄 6番 高野寛志

7番 船木正博 8番 中田謙三 9番 佐藤巳次郎

10番 吉田直儀 11番 畠山富勝 12番 越後貞勝

13番 三浦桂寿 14番 木元利明 15番 船木金光

16番	安田 健次郎	17番	笹川 圭光	18番	船橋 金弘
19番	中田 俊雄	20番	大森 勝美	21番	佐藤 美子
22番	杉本 博治	23番	高桑 國三	24番	船木 茂

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	佐沢 篤雄
副事務局長	小玉 一克
係長	木元 義博
主査	畠山 隆之
主任	武田 健一

説明のため出席した者

市長	佐藤 一誠	副市長	伊藤 正孝
教育長	高橋 金一	監査委員	加藤 金一
企業管理者	小野 忠儀	総務企画部長	板橋 繼喜
市民福祉部長	西方 文太郎	国体事務局長	齊藤 憲雄
病院事務局長	東海林 誠	企画政策課長	下間 秀春
総務課長	湊 正人	財政課長	武田 英昭
福祉事務所長	佐藤 誠一	農林水産課長	三浦 光博
觀光課長	菅原 正幸	商工港湾課長	飯沢 吉三
都市下水道課長	浅野 光男	若美総合支所長	北島 豊
会計管理者	沖口 重博	選管事務局長	佐藤 龍雄
監査事務局長	佐々木 邦子	農委事務局長	伊藤 利信
教育総務課長	戸部 秀悦	病院総務課長	加藤 透
企業局管理課長	豊沢 正		

午後 2時11分 開 議

○議長（船木茂君） 大変ご苦労様でございます。本日の議事は議事日程第5号をもって進めます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第51号から第61号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第1、議案第51号から第61号まで一括して議題といたします。この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、柳楽総務委員長の報告を求めます。5番

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第53号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の減額措置の申告手続きやたばこ税の附則に規定いたした特例税率の本則化などを内容とする地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

委員より第1点として、住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税の減額に伴う制度内容について質疑があり、当局より対象者は65歳以上の方、もしくは要介護認定を受けられている方、あるいは障害認定を受けられている方が増改築を行った場合、当該家屋にかかる固定資産税の3分の1を減額するものであるが、減額対象面積は100平方メートル以上であること、事業費が30万円未満の場合は対象にならないこと、また改修工事が完了した日から、3ヶ月以内に申請書に書類を添付し提出しなければならないものである。との答弁があったのであります。

第2点として、たばこ税において1,000本当たり3千298円と1,000本当たり1,564円のものについて、その違いは何か質疑があり、当局より、旧三級品であるわかば・エコーなどが1,564円であり、それ以外は3千298円である。

との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 54 号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を引き上げることを内容とする、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

委員より、これまでの国民健康保険税の最高限度額 53 万円の世帯数と改正後における 56 万円の世帯数はどのようにになっているのか。また、介護保険の最高限度額が変わらなかった理由は何かの質疑があり、当局より市民税の当初算定に基づく中の試算であるが、53 万円以上が 208 世帯、56 万円以上が 184 世帯となっている。また、今回の改正は国民健康保険の施行令の改正に伴うものであることから、介護保険の改正は行わないものである。との答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 55 号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、固定資産税の課税免除の対象となる事業用設備の取得期限を延長することなどを内容とする、過疎地域自立促進のための課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

本案については、異議なく原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 56 号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて選挙長、開票管理者、投票管理者及び立会人の報酬額を引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。19番中田俊雄君

【19番 中田俊雄君 登壇】

○19番（中田俊雄君） 産業建設委員会に付託になりました議案第57号権利の放棄について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本議案は、八郎湖が湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定湖沼として指定を受けることに伴い、本市の有する許可水利権を放棄するものであります。

本議案について委員より、権利放棄後の五里合土地改良区との水利調整にかかるため池整備に対する企業局の対応について質疑があり、当局から、県からは新規のため池整備事業を実地することはできないが、老朽ため池整備事業は可能であると伺っており、今後、五里合土地改良区と市農林水産課で協議し、土地連でため池の診断などを行った後に、県から事業採択などについて特段の配慮をしていただくこととなったことから、企業局としては、国庫補助事業となる老朽ため池整備に対し、応分の負担をしてまいりたいと考えている。との答弁があったのでございます。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番中田敏彦君

【1番 中田敏彦君 登壇】

○1番（中田敏彦君） 予算特別委員会に付託されました、議案第51号、第52号及び議案第58号から第61号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は去る19日開会し、正副委員長を互選の後、各予算について補足説明を受け質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

まず、第1点として、男鹿みなと市民病院非常勤医師にかかる一連の問題について質疑があったのであります。

一つとして、コンサルタントの会社との契約締結に至る経緯と併せて同会社の実態について。

二つ、院長が当該医師にポケットマネーで支払った報酬124万円の返還に至る事

実関係について。

三つ、コンサルタントに対する、成功報酬を非常勤医師の報酬の50パーセントとするその根拠について。

四つとして、委託料、すなわち成功報酬等、これまで支出された経費を本定例会に補正予算として計上しなかった理由について。

五つ、本事業に要した食糧費及び旅費の内訳などその内容について。

六つとして、成功報酬について返還義務はないとするコンサルタント会社への、今後の市の対応について等々の質疑があったのであります。

特に本件については、市長から責任の重さを痛感しているところであり、これまで以上にみずからが先頭に立って、政治生命を傾注し喜ばれる男鹿みなと市民病院にしてまいりたい。との回答があったのであります。

次に、第2点として、副市長2人制において当面補充せず1人で対応することの考え方等、今後の役割分担及び部長制廃止等の見直しについて。

第3点として、旧若美観光物産開発公社の不正経理の調査及び監査対応等について。

第4点として、男鹿森林組合の出資金の経緯と同組合の経営状況及び森林組合法に基づく、男鹿森林開発センターとの関連等について。

第5点として、マスコミの対処に伴う適正な報道のあり方について。

第6点として、お山かけ、寒風山、山焼き行事等、開催時期の日程調整と効果的な事業の取り組みについて。

第7点として、県内の日帰り入湯客への入湯税課税免除の実施状況及び、入浴しない場合でも入湯税を課税する根拠について。

第8点として、平成18年度における市債の状況と今後の推移について、また、公債費比率と財政調整基金の残高等についてなどの質疑、指摘、意見などに対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査をいたしましたのであります。

本日26日には、各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開したのであります。

開会冒頭市長より、このたびのみなと市民病院の問題では、議会や市民に対し迷惑

をかけ、改めてお詫びしたい旨報告があったのであります。その報告内容として、顧問弁護士との協議を踏まえ、返還訴訟を提起せず、成功報酬等により生じた損害 6 9 3 万円については、市長自身と前副市長との 2 人で補てんしたいとの考え方であること。また、一連の問題に対する管理監督責任として、市長自身の給料を 3 カ月間、 3 0 パーセント、月額 2 5 万 8 千円を減額する条例改正案を追加提案することとしており、政治生命をかけ男鹿みなと市民病院の医師確保と健全経営に全力で取り組み、市民からの行政に対する信頼回復に努めてまいりたい。との報告があったのであります。

市長の報告のあと、各分科会委員長から審査内容について詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第 5 1 号、第 5 2 号及び議案第 5 8 号から第 6 1 号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第 5 1 号から第 6 1 号まで一括して採決いたします。本 1 1 件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本 1 1 件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 1 号から第 6 1 号まで原案のとおり可決及び承認されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長から議案第 6 2 号が提出されました。この際これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第62号の上程

○議長（船木茂君） 日程第2、議案第62号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第62号 人権擁護委員の推薦について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それではただいま議題となりました、議案第62号人権擁護委員の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の泉郁子氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任として大嶋久美子氏を推薦いたしたいというものです。皆様からのご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。大嶋久美子氏の人権擁護委員の推薦について異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は異議なしとする
ことに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、議会案第26号から第28号まで提出されました。この際、本3件を日程に追加し一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し一括して
議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第26号から第28号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議会案第26号から第28号まで一括して議題といた
します。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第26号 「非核日本宣言」を求める意見書

議会案第27号 原爆症認定制度を抜本的に改めることについての意見書

議会案第28号 「日豪EPA/FTA交渉に対する」意見書

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項
の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の
説明、質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第26号から第28号までを一括して採決いたします。本3件は、

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって議会案第26号から第28号まで原案のとおり可決されました。

「非核日本宣言」を求める意見書

核兵器のない世界を実現するために、いま国内外で大きな努力が求められています。

2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、今年4月には新たな準備が開始されようとしています。

2000年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えるました。しかし、それ以降7年を経たいまも、「約束」実行の道筋はついていません。今なお、世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。新世代の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっています。

こうした状況を開拓するために、日本政府には、ヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器の廃絶の努力を世界によりかけ、促進する強い義務があります。

また、その努力を実らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ちこまさず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月26日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 安倍晋三様

外務大臣 麻生太郎様

原爆症認定制度を抜本的に改めることについての意見書

原爆被爆者は、現行の原爆症認定制度を被害の実態に即した制度に抜本的に改めることを求めていきます。

原爆被害が、熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解明の被害であることを踏まえた認定行政に改めることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月26日
秋田県男鹿市議会
議長 船木茂

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 柳澤伯夫様

「日豪EPA/FTA交渉に対する」意見書

オーストラリアとの経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）交渉が4月から動き出しました。初会合では、具体的な議論に入らなかったものの、オーストラリア政府は、農畜産物を含む関税の撤廃を強く求めて来ることが予想されます。

この交渉で、関税が撤廃されれば、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野は、政府の試算でも8千億円の打撃を受け、関連産業や主要産地の北海道を中心に、経済の影響は総額2兆円から3兆円規模に達するものと見込んでいます。また、オーストラリアは米の生産能力も100万トンを越えると推測され、日本の米作農家にとっても大きな脅威です。食料自給率の低下や農林業の多面的機能が失われ、国土の荒廃や環境の悪化を招くことになります。

更に、オーストラリアの農業生産条件は、昨年の干ばつ被害に見られるように極めて不安定で、安易に依存することは日本の食糧保障を危うくする結果を招きかねませ

ん。日豪EPA・FTAの交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求めます。

以上、下記事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

記

1. 日豪EPA／FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一受け入れられない場合は交渉を中断することを求めます。
2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食糧安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。

平成19年6月26日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 赤城徳彦様

経済産業大臣 甘利明様

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長から議案第63号が提出されました。この際、日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第4 議案第63号の上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議案第63号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 63 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） それではただいま議題となりました議案第 63 号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、男鹿みなと市民病院問題にかかる管理監督責任として、私の 7 月分から 9 月分までの給料を 30 パーセント減額するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、メディカルマネジメント社からの回答が送付されたことに伴い、去る 6 月 22 日に今後の対応について顧問弁護士と協議をいたしておりますので、その内容についてご報告申し上げたいと存じます。

顧問弁護士からは、同社に対し返還訴訟を提起した場合、判決までに時間を要すること、また、勝訴したとしても、吉田氏には返還する資力がないとも思われ、成功報酬等の返還は難しいのではないかと言われております。これらを踏まえまして、私は、返還訴訟は提起せず、今回の成功報酬等の支払いによって生じた損害 693 万円については、私と前副市長の 2 人で連帯して補てんする考えであります。このたびの男鹿みなと市民病院の問題では、議会や市民の皆様に大変ご迷惑をおかけし、改めて深くお詫びを申し上げます。

私は、政治生命をかけて男鹿みなと市民病院の医師確保と健全経営に全力で取り組み、市民の皆様の行政に対する信頼回復に努めてまいりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本件は起立により採決いたしたいと思います。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第29号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第29号の上程

○議長（船木茂君） 日程第5、議会案第29号男鹿みなと市民病院非常勤医師問題調査特別委員会の設置に関する決議案を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。6番高野寛志君

【6番 高野寛志君 登壇】

○6番（高野寛志君） 私のほうから100条調査特別委員会設置に関する決議案の提案説明を行います。

地方自治法第100条による調査権を付与した特別委員会の設置に関する決議案について、提案理由を申し上げ、各位のご賛同をお願い申し上げます。

男鹿みなと市民病院非常勤医師問題は、質疑をすればするほど疑問は深まるばかり

であります。佐藤文衛前副市長は、医師を確保したい一心で知人紹介のコンサルタント会社を介し、防衛医大卒業の自衛医官である女性医師と契約、第三者に契約内容を明らかにしてはならないなどの項目もあるずさんな契約内容、契約の際の市長公印の問題など、また、所在不明のコンサルタント会社に成功報酬として693万円の多額の公費を支払った。女性医師は4日間診療するも、兼職禁止が発覚し契約破棄となり、診療をやめる。院長は、女性医師に対する報酬124万円を公費ではなく、立て替え払いするも、女性医師は佐藤副市長の知人に返却されているなど、真相を解明すべきことがあります。真相について、真実はどうであったのかを明らかにすることは、市民に対する議員としての責務であると考えられます。

議会での議論の中で解明するには一定の誓約もあり至難であります。よって、お手元に配付のとおり決議案を提出した次第でありますので、真相を解明し、明るい市政を進めていくために、各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。20番大森勝美君

【20番 大森勝美君 登壇】

○20番（大森勝美君） 議会案第29号男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する100条調査特別委員会設置について反対討論を行います。

このたびの非常勤医師採用にかかる事件については、議会を無視し病院関係者並びに市民の皆様に多大なご迷惑をおかけし、行政に対する信頼を失ったことは誠に遺憾であります。議会においては、事件発生以来、所管する教育厚生委員会や議会全員協

議会において、また、この６月議会においても、一般質問や予算特別委員会等で事件の発生の背景や事実関係について、また、公金の使途の適正などについても可能な限り詳細なる審査が行われたものであります。これらの審査経過を踏まえて、重大な失政を認め、副市長は辞職をされたものであり、さらには損害を与えた金額についても、市長は責任をとって損失補てんをするというものであります。もとより議会の100条調査権は、一般的に公益性がある場合に認められるものであります。したがって、調査にあたっては、調査目的の事件の対応、特質等を十分勘案して、法98条の検閲検査権にとどめるか、それとも、これらの権限を調査特別委員会に委任する議決を行って、100条調査権に併用して行うかであります。議会は住民の代表機関として、その事実を究明して、住民の信託に応える態度が必要であります。この事件については、先ほど申し上げましたように、論議は尽くされ、問題点も示されたのであります。警察権による捜査とは違って、その実態を把握することは、多少は不十分でも男鹿みなと市民病院の置かれている現状を深く認識しながら、これ以上、費用と時間をかけて何を解明し、病院経営の将来にどう結びつけて行かれるかということであります。ややもすれば、一部の政争を利用して、100条調査特別委員会を設置するような気がしてなりません。今回のような事件は二度とあってはなりません。これまで議会は病院の経営について、さまざまな意見、提案をしてまいりました。これを契機に市長は病院経営について、政治生命をかけて対処してもらいたいと強く望むものであります。

以上の考え方から、100条調査特別委員会を設置するという議会案に反対するものであります。議員各位には懸命なるご判断のもと、ご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（船木茂君） 次に、4番古仲清紀君の討論をいたします。4番

【4番 古仲清紀君 登壇】

○4番（古仲清紀君） 私は、高野寛志ほか5名の各位から提出された、地方自治法第100条の規定により、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する事務調査のための特別委員会を設置する決議案に賛成の立場で討論に参加いたします。

男鹿みなと市民病院非常勤医師問題は、質疑をすればするほどに疑惑は深まるばかりであります。市民からは、議会で議員は何をしているのか。激しい批判が来ており

ます。佐藤副市長の辞職、佐藤市長の報酬カットで一連の問題が解決したことにはならず、黒い霧などとの噂もあり、疑惑について真相解明すべきことが多くありますが、真相について真実はどうであったのか、市民の前に明らかにすることが議員としての責務であると考えます。議会での論理の中で、解明するには一定の誓約もあり、至難であります。地方自治法第100条特別委員会を設置し、事務調査などで真相を解明し、明るい市政を進めていくべきであります。

よって、私は高野寛志ほか5名から提出された決議案に賛成するものであります。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、9番佐藤巳次郎君の発言を許します。

【9番 佐藤巳次郎君 登壇】

○9番（佐藤巳次郎君） 私からも、議会案第29号地方自治法第100条の規定による、事務調査のための特別委員会を設置する決議案について、賛成の立場から討論に参加いたします。

先ほど古仲議員が高野議員ほか5名とありますが、全部で8名の署名であります。今回の市民病院の問題は、本当に市民の方々が何でこうなるのかという、大変な市民の怒りと、そして市政への不信が募りに募っているのが今現状じゃないかなと思います。そういうことで、市長が賠償補てんをするということではありますけれども、返したからいいというものではありません。今回の問題の深さは、かなり市の職員ではなく、コンサルタント、そしてまた、佐藤文衛前副市長の共通の友人もこれに参画しているという、きわめて不可解な行動が明らかになっています。私は、本会議の一般質問や予算特別委員会、そして、所管であります教育厚生委員会でこの問題をつぶさに質疑してまいりましたけれども、それでもなお十分な審査ができないで、この答弁が聞き取れないでいるのが現状であります。

男鹿市のほうで、市の顧問弁護士である加賀谷さんに、今回、吉田コンサルタントなる者との契約について、どういう内容かということで相談に行ったということであります。その際、弁護士いわく、これは三百だと、ちゃんとそう言ったというわけであります。三百というのは、どういうことかということで、私が調べてみたんですが、ちょっとお待ちください。詭弁を弄するとか、それから、元々は三百代言という言葉からきてるんでないかと、こういう解説でもありますけれども、いわば、いかがわし

い、そしてまた金がついてると、こういうことも言えるということあります。私は、弁護士がこのようにこの問題が、この契約書の内容が三百がかっているというところに、大変な私はショックも受けながら、改めて今回の教育厚生委員会にこの契約書2通と、それから弁護士のほうから代理人として出しました通告書及びそれに対する回答、この提出を求めて、その書類等を拝見しました。これを見てみると、やはり私は弁護士の言うやっぱりという納得ができたわけであります。その内容を簡単に読んでみると、これは吉田コンサルタント、吉田眞希とみなと市民病院開設者男鹿市長佐藤一誠と交わした文書であります。これを見ますと、第9条には年収総額のこれは医師の年収総額120万に対する50パーセントの成功報酬も書いております。1,200万ですね。失礼しました。この50パーセント、これについては、雇用契約が成立したときに、ただちに支払う効力が生じるという内容になっておりますし、また、病院、そしてまたコンサルタント以外の第三者の費用が発生する場合は、両者が別途協議するということであります。これは何を言うかといいますと、私から見れば第三者というのは、いってみれば西村、紹介したという西村、そしてまた加藤等の人方に対する費用の方法を双方別途に協議するということだろうと思います。

それからまた、禁止事項として、本契約の存在及びその内容は第三者に開示してはならず、この条項は契約終了後も継続すると、こういう内容であります。そういう条項の中で、市のほうでは、我々議会に対しても渋って、ようやく審査の時間内だけ委員にこの契約書を見せると、終われば回収すると、こういう手段を取りました。そしてまた、医師と病院側との契約については、こういう条項があります。本契約中に発生する一切の情報、秘密につき開示及び漏洩を禁じ、かつ本契約の終了後も継続するものとし、両者ともに本契約に拘束されると。そしてまた、男鹿市はコンサルタントが東京大学病院で勤務している事実を理解し、市で雇用されていることを市から公にはしないことを約束すると、こういう内容にもなっております。これには、契約書には東大病院とありますが、籍そのものは、防衛医大にあるということが事前にコンサルタントのほうから、副市長等へ話をしてるということが明らかになっております。こういう中で、こういう三百の書いた契約書に、それを悪いもの、こういう内容で実際勤務もできない状態の中を市のほうで了解したという、このことが非常な問題であります。そしてまた、なぜそれがこの契約を調印しなければいけなかったか、これを

やはり、この真相を解明するということは非常に大事だらうと私は思っております。

今議会の審査の中でも、佐藤副市長は、議会の全員協議会の場で、西村というこの紹介人、医師を紹介、コンサルタントを紹介した西村氏について、単なる紹介人でそれ以外はかかわっていないと、こういう私の質問に対して答えておりましたけれども、しかし、その後の調査で、西村氏なるものは東京にも出張し、会食、飲み食いをしながら協議の場に参加しているという事実がはっきりしている、こういう嘘を副市長がついているということも事実として出てきたわけであります。こういうことでは、私はこのままで議会で済まされるというものではありませんし、病院の院長がポケットマネーで医師に対して124万円を払った経緯についても、そして返還するにあたっての金のいきさつがあまりにも不明瞭であります。これらも、普通の議会ではそれの方々に対しての出頭はなかなか求めずらく、やはり強制力のある、100条委員会がどうしても必要だらうと私は思ったわけであります。そういうことから、ぜひとも市民のこの真相解明の声を議会として無にしないで、病院の職員の方々がこれに参画した事実はほとんどございませんし、それとはまた別にして、この問題の処理をきっちり整理していくというのが議会の役目でもありますし、市民に対してそれが報告できる、そういう特別委員会の設置がどうしても必要だらうということから、私はこの議案に対して賛成の立場から討論したものであります。皆さんもご賛同いただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議会案第29号を採決いたします。本案の採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1番	中田敏彦さん	2番	吉田清孝さん	3番	三浦利通さん
4番	古仲清紀さん	5番	柳楽芳雄さん	6番	高野寛志さん
7番	船木正博さん	8番	中田謙三さん	9番	佐藤巳次郎さん
10番	吉田直儀さん	11番	畠山富勝さん	12番	越後貞勝さん
13番	三浦桂寿さん	14番	木元利明さん	15番	船木金光さん
16番	安田健次郎さん	17番	笹川圭光さん	18番	船橋金弘さん
19番	中田俊雄さん	20番	大森勝美さん	21番	佐藤美子さん
22番	杉本博治さん	23番	高桑國三さん		

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に畠山富勝君、船木金光君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 23 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成 8 票

反対 15 票

以上のとおり反対多数であります。

よって、議会案第 29 号男鹿みなと市民病院非常勤医師問題調査特別委員会の設置に関する決議案は否決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第 30 号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第 6 議会案第 30 号の上程

○議長（船木茂君） 日程第 6、議会案第 30 号男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会に関する決議案を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。12 番越後貞勝君

【12 番 越後貞勝君 登壇】

○12 番（越後貞勝君） 提案理由の説明を申し上げます。

議会案第 30 号男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する検査特別委員会設置について提案理由を行います。

このたびの非常勤医師採用にかかる事件について、議会においては、事件発生以来、所管する教育厚生委員会や議会全員協議会において、また、この 6 月議会においても、一般質問や予算委員会等で事件の発生の背景や事実関係について、また、公金の秩序の適正などについて審査が行われました。議会は、住民の代表機関として、その事実を究明しなくてはならないし、住民への負託に応える姿勢が重要であります。この事件については、さらに詳細に審査を行うため地方自治法第 98 条の検査権

として認められている、調査特別委員会委員発議をもって設置するよう提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。8番中田謙三君

【8番 中田謙三君 登壇】

○8番（中田謙三君） ただいま提案されました議会案第30号について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど来、十分討論してますけれども、議員各位ご承知のとおり、私は先の下間院長の現状報告の中にあったように、医師不足が慢性化し、日常の診療体制、救急体制も大きな影響が出ている今日、私は、5月号の広報おがの女性のお医者さん、みなと市民病院に勤務、東京大学医学部附属病院に所属の緒方先生の記事を見て、待ちに待った内科医師、本当に良かったなというそういう思いをしておりました。合併してから2年、東奔西走して歩いた佐藤前副市長の努力が報われたと感じました。特に近年の医師の退職による医師不足は、全国の自治体病院の喫緊の課題となっておりますが、医師確保にコンサルタント会社が介入する自体、前佐藤副市長の契約行為はルール違反でありますが、今回の一連の問題はこうした課題に一早く解決したいという、そういう一心の声があったと思います。しかしながら、病気に苦しむ方々、そして地域の医療を守らなければならないし、地域医療体制をどう再構築するか、私は、諸問題を前向きに検討していくかなければならないと考えます。地方自治法第98条の検査権の中で、市民に対する説明責任を果たし、市民の要望、負託に応えるためにも、地方自治法第98条の特別委員会の設置のご賛同を心からお願い申し上げ賛成討論といったし

ます。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議会案第30号を採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。なお、投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1番	中田敏彦さん	2番	吉田清孝さん	3番	三浦利通さん
4番	古仲清紀さん	5番	柳楽芳雄さん	6番	高野寛志さん
7番	船木正博さん	8番	中田謙三さん	9番	佐藤巳次郎さん
10番	吉田直儀さん	11番	畠山富勝さん	12番	越後貞勝さん
13番	三浦桂寿さん	15番	船木金光さん	16番	安田健次郎さん
17番	笹川圭光さん	18番	船橋金弘さん	19番	中田俊雄さん

20番 大森勝美さん 21番 佐藤美子さん 22番 杉本博治さん
23番 高桑國三さん

○議長（船木茂君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人を畠山富勝君、船木金光君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成16票

反対 6票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議会案第30号男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する調査については、8人の委員で構成する検査特別委員会を設置し、地方自治法第98条の権限を付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とする、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の設置に関する決議案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時44分 再開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席により指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。

杉本博治君、畠山富勝君、越後貞勝君、高野寛志君、柳楽芳雄君、三浦利通君、中田謙三君、佐藤巳次郎君、以上、8名の諸君を男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の委員に選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の諸君は、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の委員に選任されました。委員会条例第10条第1項の規定により、ただいま設置されました、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会を議事堂4階第一委員会室に招集いたします。以上告知いたします。

委員会開催のため暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会の正副委員長について、互選の結果、次の諸君が決定いたしましたのでご報告申し上げます。

委員長には三浦利通議員、副委員長には畠山富勝議員、以上のとおりよろしくお願ひ申し上げます。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第31号佐藤一誠男鹿市長に対する不信任決議案が提出されました。この際、本案を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第7 佐藤一誠男鹿市長に対する不信任決議案の件

○議長（船木茂君） 日程第7、佐藤一誠男鹿市長に対する不信任決議案を議題といたします。本不信任決議案について、提出者の説明を求めます。6番高野寛志君

【6番 高野寛志君 登壇】

○6番（高野寛志君） 私のほうから、市長不信任決議案の提案理由を申し上げます。

このたびの男鹿みなと市民病院の非常勤医師等の問題に対する不適切な処置と市長の指導力の欠如と政治責任の取り方については、市民の批判も多く、誠に残念至極であります。また、みなと市民病院は、今年度末で累積赤字が約25億円、不良債務が2億数千万円と予想され、経営危機が一層拡大しております。このような切迫した状況にありながら、市長は何ら有効な手段、対策を講ずることなく、ただ時間と年月ばかりが経過してきております。もうこれ以上、現市長に市政をゆだねていては、課題の解決がますます遅れ、男鹿市が泥沼化していくことになるのであります。

よって、ここに市長不信任決議案を提出し、市政の転換を図るため、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。14番木元利明君

【14番 木元利明君 登壇】

○14番（木元利明君） 私は、佐藤一誠男鹿市長に対する不信任決議案に反対の立場で討論を行うものであります。

本決議案では、市長が有効な手段、対策を講じておらず、市長に市政をゆだねていては、課題の解決がますます遅れることになるとしておりますが、佐藤市長は、今後、

政治生命をかけて男鹿みなと市民病院の医師確保と健全経営に取り組むとの決意を表明されており、この結果を見ることなく、不信任とすることはいかがなものでありますか。いたずらに市政の不安を増幅させるのではなく、男鹿みなと市民病院と行政に対する市民の信頼回復が先決と考えます。そのためにも、議会として冷静に市長の政治家としての重い決断を受けとめ、しばらく見守る姿勢が必要なのではないでしょうか。議員各位におかれましても、その意を酌んでいただくことをお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（船木茂君） 次に、10番吉田直儀君の討論を許します。10番

【10番 吉田直儀君 登壇】

○10番（吉田直儀君） 私は、本案件に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずは、本案が今なぜ提案されたのかです。その理由は明白です。男鹿みなと市民病院に関しては、市長は議会前にはすべては副市長の一存の問題と発言してきました。本議会において、実際は、市長みずから全面関与が明確になりました。公の場で市長が市民を欺こうとしていたことがはっきりしたのです。今、市民が求めていることは、政治にかかわるものがなすべき嘘のない説明なのです。そしてこの一連の不祥事には、まだまだ市民が納得いくほどの真相解明ができていません。男鹿市の将来に、大きく影を落すことになったこの問題を単に副市長の辞任、そして、みずからの微々たる減給で幕引きをしようとしております。また、この問題の背景にある病院の赤字問題、そして、その経営改革への展望を全く語ることなしに先延ばししているその姿勢に、今市民は強く怒りを感じております。市長はこれで市民には十分説明を果たしたと思いましょうか。市長みずからがこの真相の究明を求めてこそ、説明責任を果たせる機会がつくられるのです。しかしながら、残念ながら、その対応にはいささかも最高責任者としての自覚がなく、まさに無責任政治を行っています。よって、私は市長の市政担当能力の欠如、さらには自己保身だけを考えて市民の声を公然と無視する市長の政治姿勢を鑑み、不信の本案件に賛成いたしますので、よろしくご賛同願いたいと思います。終わります。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより、本不信任決議案について採決いたします。本案の採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は24名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をさせます。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対する諸君は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。なお、投票中、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は会議規則第72条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1番	中田敏彦さん	2番	吉田清孝さん	3番	三浦利通さん
4番	古仲清紀さん	5番	柳楽芳雄さん	6番	高野寛志さん
7番	船木正博さん	8番	中田謙三さん	9番	佐藤巳次郎さん
10番	吉田直儀さん	11番	畠山富勝さん	12番	越後貞勝さん
13番	三浦桂寿さん	14番	木元利明さん	15番	船木金光さん
16番	安田健次郎さん	17番	笹川圭光さん	18番	船橋金弘さん
19番	中田俊雄さん	20番	大森勝美さん	21番	佐藤美子さん
22番	杉本博治さん	23番	高桑國三さん	24番	船木茂さん

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人を畠山富勝君、船木金光君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

念のために申し上げます。本件の議決については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を必要といたしております。現在の出席議員数は24名であり、議員数の3分の2以上であります。また、議員数の4分の3は18人であります。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成 8票

反対16票

以上のとおり賛成は所定数に達しません。

よって、議会案第31号佐藤一誠男鹿市長に対する不信任決議案は否決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第8 継続審査事件の承認の件

○議長（船木茂君） 日程第8、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第103条の規定により、所

管事項の調査について、行政調査の終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいと申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会の所管事項の調査は行政調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第9 議員派遣の件

○議長（船木茂君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第158条の規定により、ご配付いたしております議員派遣のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決しました。

議員派遣の件

平成19年6月26日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第158条の規定により次のとおり議員を派遣する。

平成19年度防衛省情報施設協議会総会

- (1) 派遣目的 防衛省情報施設協議会総会に出席のため
- (2) 派遣場所 東京都 全国町村会館

(3) 派遣期間 平成19年7月6日（金）～7日（土）

(4) 派遣議員 杉本博治議員

○議長（船木茂君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて、6月定例会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

午後 4時22分 閉 会

会議録署名議員

議長 船木茂

議員 船木金光

議員 安田健次郎